

A stylized map of Mie Prefecture in Japan, rendered in a lighter blue color against the dark blue background. The word "Mie" is written in a cursive font below the map.

## 各種協定の締結状況等について

---

1. 医療措置協定の締結状況について

2. 協定締結状況の公表について

(参考) 県独自協定等の締結について

# 新興感染症に係る協定の締結について

令和4年の感染症法改正により、新興感染症などへの対応を強化するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組みが法定化された。（令和6年4月1日施行）

<表1> 医療措置協定・検査等措置協定の項目

凡例： 医療措置協定

検査等措置協定

	協定内容							
	入院	発熱外来	自宅療養者への医療提供	後方支援	人材派遣	個人防護具 ※任意	検査	宿泊
<span style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">病院</span>	○	○	○	○	○	○	○	
<span style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">診療所</span>		○	○		○	○	○	
<span style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">薬局</span>			○			○		
<span style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">訪問看護事業所</span>			○			○		
<span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">民間検査機関</span>		○				○	○	
<span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">宿泊施設</span>						○		○

第一種協定指定医療機関  
 第二種協定指定医療機関

➤ 協定締結の主体は病院・診療所・薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設

# 各種協定の締結状況について

本県における締結状況（8月末時点）

## 医療措置協定



病院

92医療機関



診療所

597医療機関



薬局

754医療機関



訪問看護  
事業所

106医療機関

## 検査等措置協定



民間検査機関

6機関



宿泊施設

7施設

## 医療措置協定等の締結状況（1）入院

### 流行初期

数値目標に係る考え方	発生の公表後1週間以内に新型コロナ発生約1年後（令和2年12月）の入院患者の規模に対応できる体制をめざす。	
協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標	
<b>287床（24医療機関）</b>	<b>228床</b>	
（うち重症者用病床 30床（16医療機関））	（参考）10床	

### 流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後6カ月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制をめざす。	
協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標	
<b>577床（66医療機関）</b>	<b>564床</b>	
（うち重症者用病床 41床（16医療機関））	（参考）50床	

## 医療措置協定等の締結状況（2）発熱外来

### 流行初期

数値目標に係る考え方	発生の公表後1週間以内に、新型コロナ発生約1年後（令和2年12月）の外来患者の規模に対応できる体制をめざす。
協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標
<b>24医療機関</b>	<b>24医療機関</b>

### 流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後遅くとも6か月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制をめざす。
協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標
<b>648医療機関</b>	<b>691医療機関</b>

## 医療措置協定等の締結状況（3）自宅療養者等への医療の提供

流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後遅くとも6か月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制をめざす。	
	協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標
<b>全体</b>	<b>1,300機関</b>	<b>1,020機関</b>
医療機関	440機関	(参考) 454機関
薬局	754機関	(参考) 485機関
訪問看護事業所	106機関	(参考) 81機関

## 医療措置協定等の締結状況（４）後方支援

### 流行初期

協定締結に <b>同意</b> いただいた 医療機関	[参考] 数値目標
<b>54医療機関</b>	(一)

### 流行初期以降

数値目標に係る考え方	後方支援については、第一種協定指定医療機関の負担軽減を目的に一般患者の受入れや回復患者の受入れを実施する医療機関と定義されていることから、「全病院－第一種協定指定医療機関数」とする。
協定締結に <b>同意</b> いただいた 医療機関	[参考] 数値目標
<b>67医療機関</b>	全病院から第一種協定指定医療機関を除いた値(26医療機関)

## 医療措置協定等の締結状況（５）医療人材の派遣

### 流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後遅くとも6か月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制をめざす
------------	--

### 感染制御・業務継続支援チームに所属する医療従事者・感染管理専門家※

※感染制御・業務継続支援を必要とする高齢者施設や医療機関等に対し、派遣を行うことが可能な医療従事者等の人数

	協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標
<b>全体</b>	<b>29医療機関</b> <b>84人</b>	<b>20医療機関</b> <b>36人</b>
(内)医師	17人	(参考) うち 5人
(内)看護師	45人	(参考) うち 27人
(内)その他	22人	(参考) うち 4人

### 他の医療機関や県（医療調整本部、臨時の医療施設）に医療従事者等を派遣可能な登録医療機関数

協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標
<b>24医療機関</b>	<b>5機関</b>

## 医療措置協定等の締結状況（6）検査

### 流行初期

数値目標に係る考え方	発生の公表後1か月以内に協定締結医療機関（発熱外来）における、1日の対応可能人数以上に対応できる体制をめざす。	
協定締結に <b>同意</b> いただいた機関		[参考] 数値目標
<b>1,830件/日 +a<sup>※2</sup>（27機関）</b> 内訳：医療機関 850件/日 （21機関） 民間検査会社 860件/日+ 3 機関 （6機関 <sup>※2</sup> ） （保健環境研究所 <sup>※1</sup> 120件/日）		<b>480件/日</b>

### 流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後遅くとも6か月以内に協定締結医療機関（発熱外来）数に、新型コロナ対応のピーク時における1医療機関の1日あたりの平均検体採取人数を乗じた人数に対応できる体制をめざす。	
協定締結に <b>同意</b> いただいた機関		[参考] 数値目標
<b>3,600件/日 +a<sup>※2</sup>（163機関）</b> 内訳：医療機関 1,920件/日 +52機関 （157機関 <sup>※2</sup> ） 民間検査会社 1,500件/日 + 3機関 （6機関 <sup>※2</sup> ） （保健環境研究所 <sup>※1</sup> 180件/日）		<b>5,095件/日</b>

※1 保健環境研究所は参考記載（協定締結の対象外・同意いただいた機関の数には含まない）

※2 一部の診療所や民間検査会社については、定性的協定（具体的な実施可能件数を定めない協定）を締結（または協議中）

## 医療措置協定等の締結状況（7）物資

数値目標に係る考え方	協定締結機関（病院・診療所・訪問看護事業所）の8割以上の施設が使用量2か月分以上のPPE※を備蓄することを数値目標とする。 ※サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資。
協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関	[参考] 数値目標
<b>361機関</b>	協定締結機関数（病院・診療所・訪問看護事業所）×0.8

### その他参考値

	協定締結に <b>同意</b> いただいた医療機関
使用量1か月分のPPEを備蓄する機関数	510機関

1. 医療措置協定の締結状況について

2. 協定締結状況の公表について

(参考) 県独自協定等の締結について

# 医療措置協定の公表について

## 公表について

- 医療措置協定については、感染症法第36条の3第5項の規定によりその内容について公表することとされているため、平時から締結状況を公表する必要がある。
- 国からは、9月末を目途に医療措置協定の締結をめざすよう求められていたことを鑑み、県による公表は、9月末時点の内容を、10月以降に公表することとしたい（県ホームページにて公表）。

## 公表内容案

### 【医療措置協定（病院）】

- 医療機関名
- 所在地（市町名）
- 圏域
- 管轄保健所
- 第一種・第二種協定指定医療機関への指定
- 医療措置協定の締結内容
  - ・病床の確保（病床数、特別な配慮が必要な患者への対応）
  - ・発熱外来
  - ・自宅療養者等への医療の提供（自宅療養者、宿泊療養者）
  - ・後方支援（回復患者の受入、一般患者の受入）
  - ・医療人材の派遣

### 【医療措置協定（薬局・訪問看護事業所）】

- 医療機関名称
- 所在地（市町名）
- 圏域
- 管轄保健所
- 第二種協定指定医療機関への指定

### 【医療措置協定（診療所）】

- 医療機関名称
- 所在地（市町名）
- 圏域
- 管轄保健所
- 第二種協定指定医療機関への指定
- 医療措置協定の締結内容
  - ・発熱外来
  - ・自宅療養者等への医療の提供

### 【検査等措置協定（民間検査機関）】

- 検査機関名（法人名）
- 所在地（都道府県名）
- 検査の可否（流行初期/流行初期以降）

### 【検査等措置協定（宿泊施設）】

- 法人名
  - 施設名
  - 客室数
- ＜地域における確保状況について＞  
施設名の公表が難しい施設について、その所在地が特定される可能性があることを鑑み、参考として別途「二次医療圏別確保状況」を掲載する。

# 県ホームページにおける公表のイメージ①

## 三重県のホームページにおける掲載のイメージ

本文へ Foreign Languages

文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大 色の変更 標準 青 黄 黒

Mie Prefectural Government

サイト内検索 Google™ カスタム検索 検索

暮らし・環境 防災・防犯 健康・福祉・子ども スポーツ・教育・文化 観光・産業・しごと まちづくり 県政・お知らせ情報 組織・業務

現在位置: トップページ > 健康・福祉・子ども > 医療 > 感染症 > 医療措置協定等の締結状況について  
担当所属: 県庁の組織一覧 > 医療保健部 > 感染症対策課 > 感染症対策企画班

いいね! シェアする ポスト LINEで送る 印刷する

携帯プレビュー表示切り替え

ここには表示日が入ります。

### 医療措置協定の締結状況について

本ページでは、改正感染症法（令和6年4月1日施行）に基づく医療措置協定等の締結状況を掲載しています。

こちらに掲載している情報は、新興感染症の発生・まん延に備えた医療措置協定等の整備状況です。なお、実際の対応については、新興感染症の特性等に依ります。（各機関に対する一般の方からのお問い合わせはご遠慮ください。）

※新興感染症とは、現時点で発生しておらず、今後新たに確認される公衆衛生上問題となる感染症等を指します。

#### 医療措置協定

医療措置協定の締結状況については、以下のファイルにてご確認ください。

- ▼ PDF 病院（令和6年9月30日現在） → ①
- ▼ PDF 診療所（令和6年9月30日現在） → ②
- ▼ PDF 薬局（令和6年9月30日現在）
- ▼ PDF 訪問看護事業所（令和6年9月30日現在）

次ページへ



## 圏域ごとの医療提供体制について（感染症予防計画への記載について）

各協定の締結状況については、令和6年9月末時点の情報を三重県感染症予防計画へ追記する方針としていたところですが、医療計画における取り扱い※<sup>1</sup>や当該締結状況の年次的な管理等を勘案し、県予防計画の改定を行うのではなく、前述の締結状況とともに、圏域ごとの医療提供体制※<sup>2</sup>を別表としてまとめ、県ホームページに掲載することとしたい。

※1 計画本文中または県のホームページ上に掲載し、変更があった場合は県ホームページ上で随時更新  
 ※2 圏域ごとの医療提供体制については、年次更新を行う。

### 圏域ごとの医療提供体制の検討（流行初期）

- 圏域別に医療機関名と対応可能な医療の内容（○印）を記載

別表）流行初期における新興感染症に係る医療提供体制

構想区域	医療機関名	流行初期								
		入院医療	特別な配慮が必要な患者				後方支援		外来医療	
			重症患者	妊産婦	小児	透析	精神症状の悪化	回復患者		一般患者
桑員	〇〇病院	○	○	○				○		○
	〇〇センター	○					○	○	○	
三泗										
...										

### 圏域ごとの医療提供体制の検討（流行初期以降）

- それぞれの医療の内容について、対応可能な医療機関数を記載

別表）流行初期以降における新興感染症に係る医療提供体制

構想区域	流行初期以降											
		入院医療					後方支援		外来医療	自宅療養者等への医療提供		
		重症患者	特別な配慮が必要な患者				回復患者	一般患者		医療機関	薬局	訪問看護事業所
		妊産婦	小児	透析	精神症状の悪化							
桑員	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関	〇〇機関
三泗												
...												

1. 医療措置協定の締結状況について

2. 協定締結状況の公表について

(参考) 県独自協定等の締結について



## (参考) 県独自協定等の締結について

- 本県では、感染症法に基づく医療措置協定・検査等措置協定のほか、新興感染症発生時に係る医療提供体制のさらなる構築に向け、県独自に以下の機関とも協定の締結を実施。

患者の移送等に関する内容： 消防機関 民間移送事業者

医療人材の派遣に関する内容： 三重県看護協会

- また、自宅療養者が発生した際の生活支援体制の整備として、以下の機関と覚書の締結を実施。

自宅療養者等に関する患者情報の提供： 県内の市町（保健所設置市である四日市市を除く）

協定等	締結機関	内容
移送に係る協定 (消防機関)	県内の各消防機関 (全15機関)	◎ 新興感染症患者（疑似症を含む）の移送業務への協力に係る協定 新型コロナウイルス感染症への対応の際は、従前より締結していた「エボラ出血熱患者の移送に関する協定」を準用し、県内の各消防機関には流行の初期段階からご協力をいただいたところ。新興感染症の発生・まん延時に備え、保健所の移送能力を超えかつ緊急性を要する場合の移送について、県独自に協定締結を行い、移送体制の確保を行う。
移送等に係る協定 (民間事業者)	県内の交通事業者・ 民間救急事業者 (2事業者)	◎ 新興感染症患者（疑似症や回復患者を含む）の移送等業務への協力に係る協定 新型コロナウイルス感染症への対応の際は、当該患者等を宿泊施設や後方支援病院などへ搬送いただいたほか、各保健所から保健環境研究所への検体輸送も実施いただいたところ。新興感染症の発生・まん延時に備え、県独自に協定締結を行うことで、これらの搬送体制の確保を行う。
人材派遣に係る協定	三重県看護協会	◎ 新興感染症発生時における、看護人材の確保や感染対策研修の実施に係る協定。 看護人材の確保については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、臨時応急処置施設や宿泊療養施設への派遣や感染制御・業務継続支援チームとして高齢者施設等への支援を行うことを想定。
自宅療養者の個人情報 の提供に係る覚書	県内の28市町 (四日市市を除く全市町※)	◎ 市町が自宅療養者等への生活支援を実施する際に、市町の求めに応じて県が自宅療養者等の個人情報の提供を行うことができる内容。 新興感染症に罹患して自宅療養を行っている者について、感染症法の改正により、①都道府県知事は市町村長に対し、食事の提供等の生活支援について協力を求めること、②市町村長は、協力の実施にあたり必要時には、都道府県知事に対し情報の提供を求めることができるようになったことによる対応。

※自宅療養者の生活支援については、都道府県のほか保健所設置市も実施主体となっている。  
また、保健所設置市が把握した患者に関する情報については、別途規定により情報共有が可能。